

学んでみよう！ 信用取引の基礎

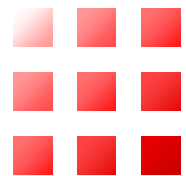
東証アカデミー 特別セミナー
平成22年1月28日



本日の内容



1. 信用取引の仕組み
2. 信用取引のリスク
3. 信用取引に関する各種情報



1. 信用取引の仕組み





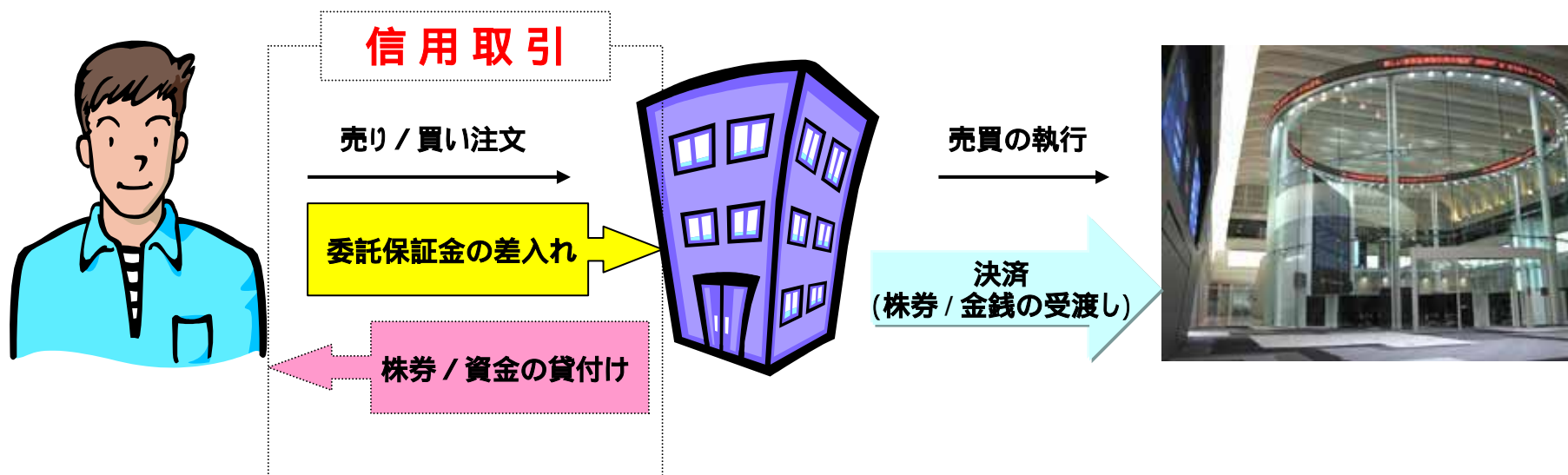
信用取引とは？

投資者が証券会社に
一定の担保(委託保証金)を差し入れて、
お金や株券を借りて行う売買取引のこと

投資者

証券会社

証券取引所



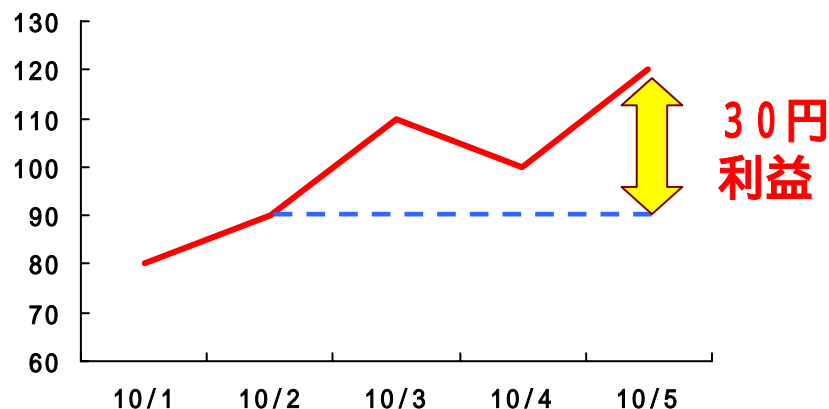


信用取引の利用方法



■ 信用取引の買い

・株価が上昇すると予想・・・



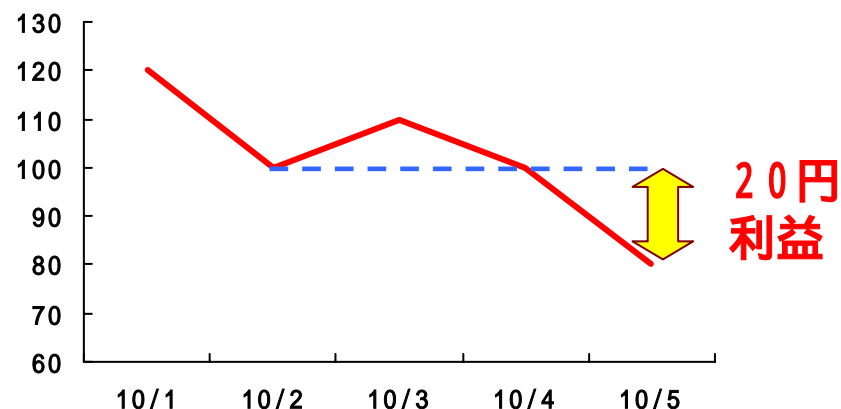
信用取引の買いの場合は

- ・株価が**上昇**すると**利益**
- ・株価が**下落**すると**損失**

現物取引と同じ動き

■ 信用取引の売り

・株価が下落すると予想・・・



信用取引の売りの場合は

- ・株価が**上昇**すると**損失**
- ・株価が**下落**すると**利益**

現物取引と逆の動き



信用取引と現物取引の違い



	信用取引	現物取引
買付代金/売却株券	<ul style="list-style-type: none">証券会社から借り入れ約定代金の30%の保証金が必要	本人が用意
コスト	委託手数料、金利(買方)、品貸料(売方) etc.	委託手数料 etc.
期限	<ul style="list-style-type: none">6ヶ月間(制度信用)証券会社との取決め(一般信用)	なし
配当金	<ul style="list-style-type: none">買い方: 配当金相当額の受け取り売り方: 配当金相当額の支払い	配当金の受け取り
権利	取引所の規則に従い決定される金銭で処理 (株主優待、議決権等は対象外)	株式分割による新株引受権、株主優待等全ての株主権

は制度信用の場合



信用取引の役割・機能



信用取引を利用すると・・・

信用取引による
仮需給の導入

手元に資金・株券がない人も
売買に参加することが可能

流動性の増大

価格発見機能の向上

より多くの投資判断
の取り込み

円滑・公正な価格形成



■ タイミングを逃さず投資できる！

- 株価が上がりそうだけど、手元にお金がない…
- 株券を持ってないけど、株価が下がりそうだ

■ ヘッジ手段として利用できる！

- 手持ちの株券の値下がりによる損失をカバーできる。

■ レバレッジ効果が期待できる！

- 約定金額の30%の額に相当する委託保証金と呼ばれる担保を証券会社に差し入れることにより、資金や株券を用意することなく、株券の売買が可能。
- つまり、少ない投下資金でより大きい利益を得られる。



制度信用取引と一般信用取引



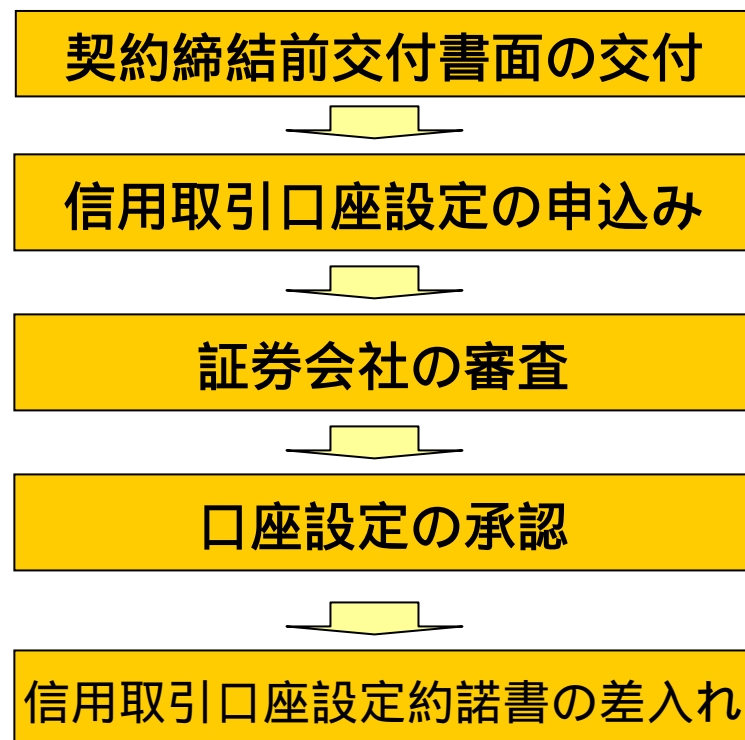
- 信用取引には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2つの種類があります。

	制度信用取引	一般信用取引
弁済期限	最長6か月	顧客と証券会社との間で決定
品貸料	取引所が発表する品貸料	顧客と証券会社との間で決定
対象銘柄	取引所が選定する制度信用銘柄	原則、全上場銘柄
権利処理	取引所の規則に従い行う	顧客と証券会社との間で決定
貸借取引の利用	可能	不可能

- 委託保証金についてのルールは制度信用取引・一般信用取引とも共通
- 制度信用から一般信用、一般信用から制度信用というような途中での変更は不可



信用取引開始時の手続きの流れ



- 信用取引を初めて行う顧客に対して交付が義務付け(証券業協会がモデルを作成)
- 信用取引は通常の口座とは別の口座(「信用取引口座」)において処理される
- 顧客の投資経験、顧客からの預り資産などに基づいて各社が審査基準を設けている
- 信用取引に関する顧客・証券会社双方の権利・義務について規定したもので、署名又は記名押印の上顧客が証券会社に差し入れる
- 取引所の規則により定められている(共通様式)



信用取引の流れ



信用取引の売買の発注

委託保証金の差入れ

保証金の維持

信用取引の返済

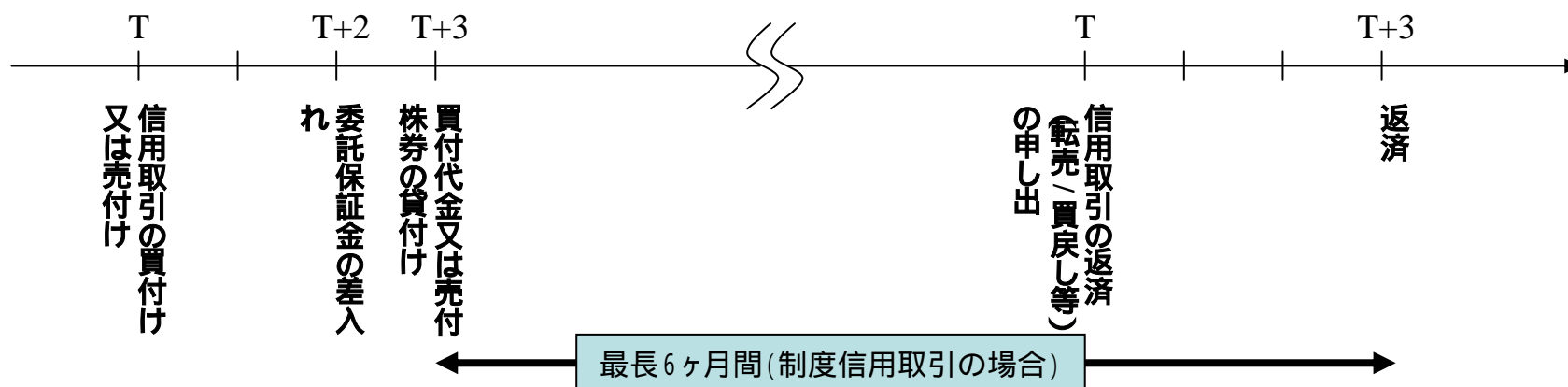
●信用取引による旨、制度信用取引・一般信用取引の別を明示

●所要額は約定価額の30%。信用取引の売買の約定日から起算して3日目の正午までに差入れ

●相場の変動により、追加の保証金(追証)の差入れが必要になることも

●貸付けを受けた金銭又は株券を返済(反対売買、現引き・現渡しにより決済)

●返済の期限は6か月以内(制度信用取引の場合)





■ 委託保証金とは

- 買付けのための代金又は売付ける株券を借り入れるにあたり、顧客が**証券会社に差し入れる担保**のこと
- 委託保証金の所要額は、信用取引により行った売買の**約定価額の30%**（ただし、最低30万円）

■ 差入れ時限

約定日から起算して**3日目**の正午

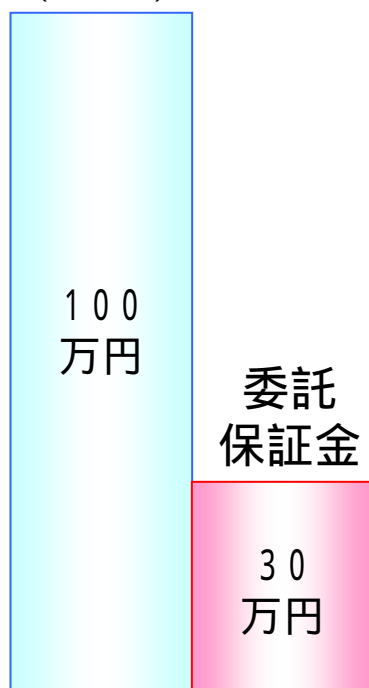
■ 代用有価証券

- 委託保証金は、現金に代えて**有価証券をもって差し入れることが可能**であり、これを代用有価証券と呼びます。
- 代用有価証券は**時価で評価**し、その時価に一定の比率（掛け目）を乗じた額が代用価格となります。
（例：株券 80% 国債 95% 等）



委託保証金(イメージ)

約定価額
(建玉)



$$100\text{万円} \times 30\%$$

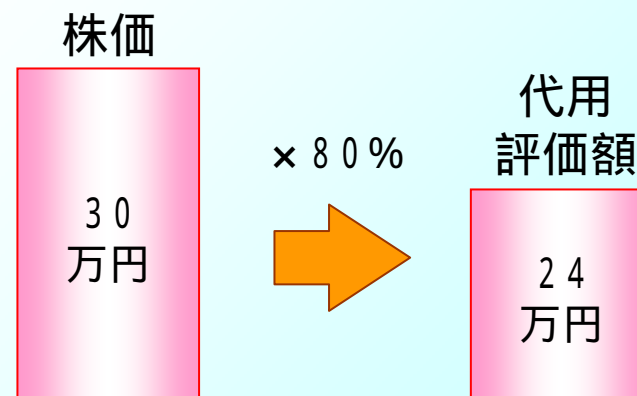
■ 現金で差し入れる場合

30万円以上の現金が必要

■ 株券で差し入れる場合

30万円相当以上の株券が必要

- 株券の評価は時価 $\times 80\%$



$30\text{万円} \div 0.8 = 37.5\text{万円}$ 相当以上の株券が必要となる



追加保証金(追証 おいしょう)



■ 委託保証金維持率とは

- 委託保証金は一定の水準を維持する必要がある
- 委託保証金 ÷ 建玉で委託保証金維持率を求めることができる
- 計算上の損失(評価損)が生じた場合、委託保証金から差し引く

■ 追証とは

- 維持率が20%を下回ったときには保証金を追加で差し入れ、**20%以上に回復させる必要がある**
- この追加する保証金のことを追証という

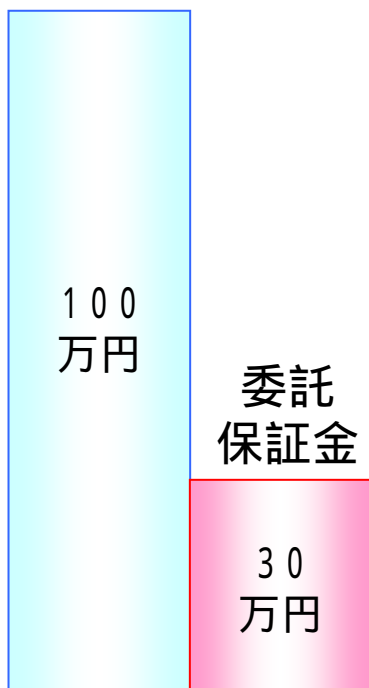
■ 追証の差し入れ期限

- 追証が発生した日から起算して、**3日目の正午**までに差し入れ
- 期限までに差し入れられない場合、証券会社は顧客の建玉を強制的に反対売買が可能なので注意

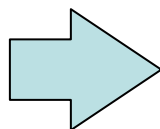


追証(イメージ)

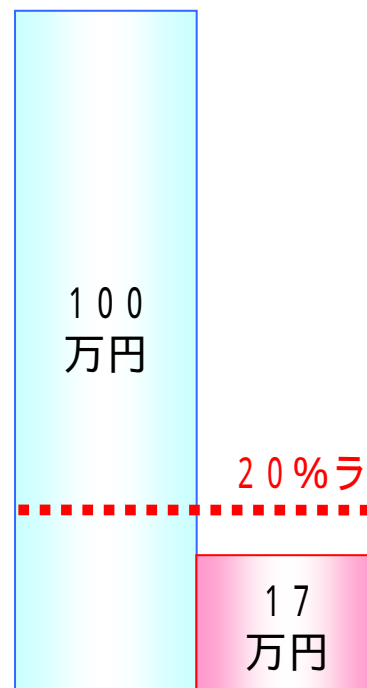
約定価額
(建玉)



$$100\text{万円} \times 30\%$$



約定価額
(建玉)



■ 20%ライン

$$100\text{万円} \times 20\% = 20\text{万円}$$

■ 追証

$$20\text{万円} - 17\text{万円} = 3\text{万円}$$





■信用取引の弁済とは

信用取引による売買を行ったときに証券会社から借り入れた金銭、株券を返済すること

< 弁済の方法 >

反対売買
(転売・買戻し)

現引き・現渡し



反対売買(転売・買戻し)

■ 転売 (信用買いの返済)

- 信用取引で買い付けた株券を市場で売却(転売)
- その売却代金を、証券会社から借り入れた金銭の返済に充てる

■ 買戻し (信用売りの返済)

- 信用取引で売り付けて得た代金をもって同種同量の株券を買い付け(買戻し)
- その買付株券を、証券会社から借り入れた株券の返済に充てる



差額
50
万円

当初の信用取引(買い又は売り)の約定価額
反対売買(転売又は買戻し)の約定価額
との**差額の授受**
(利益の受取り 又は 損失の支払い)

「信用取引は**差金決済**が可能」



■ 現引き（信用買いを現物で引き取る）

- 証券会社から借り入れた金銭(当初の信用取引による買付けの約定価額に相当する金銭)を返済
- 信用取引で買い付けた株券を引き取る

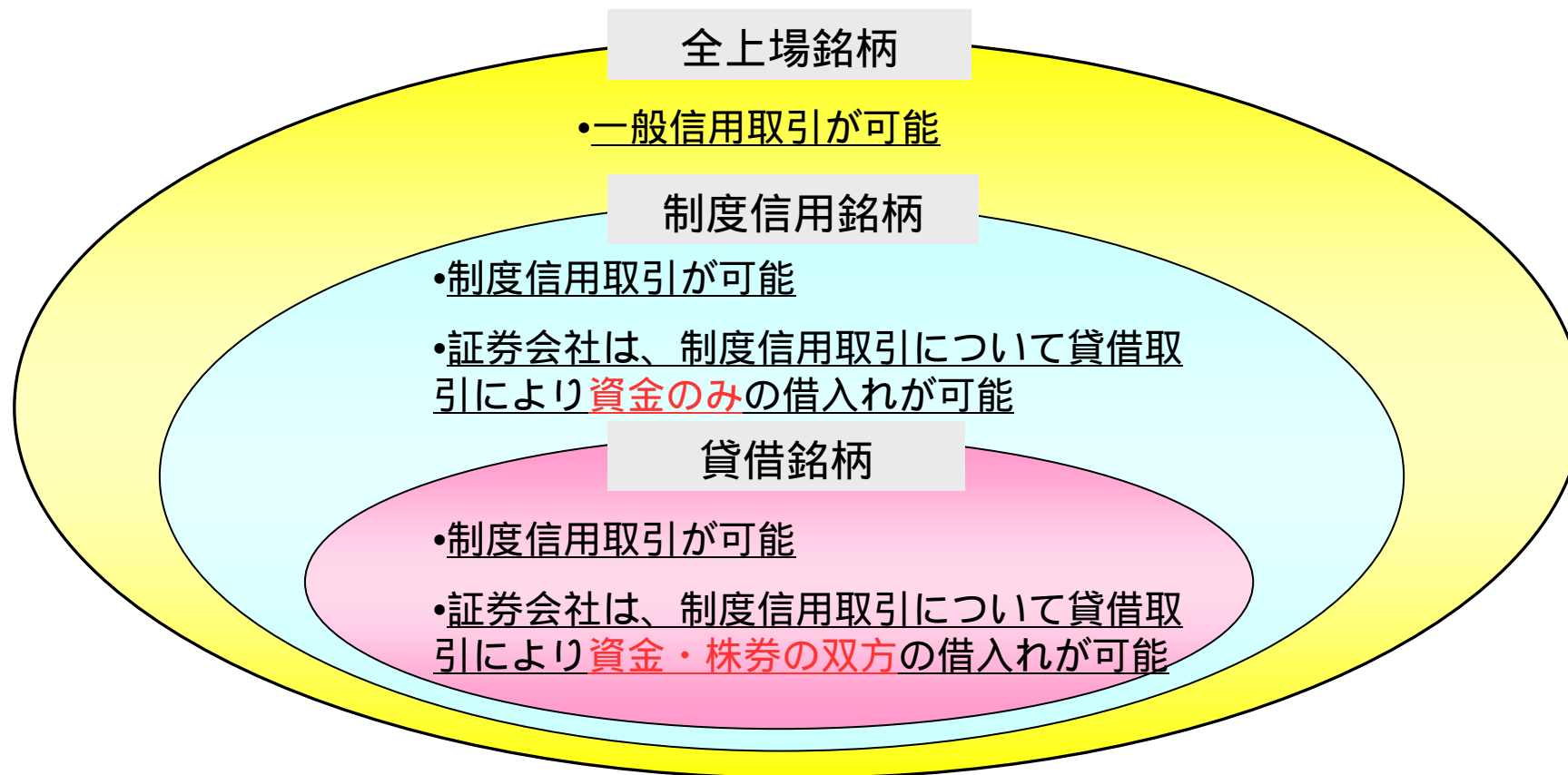
■ 現渡し（信用売りを現物で返す）

- 証券会社から借り入れた株券(同種同量)を返済して、当初の信用取引で売り付けて得た代金を受け取る

	返済方法	
	市場を通じて返済	証券会社に直接返済
信用取引の買付けの場合	転売	現引き
信用取引の売付けの場合	買戻し	現渡し



制度信用銘柄と貸借銘柄



1. 制度信用銘柄・貸借銘柄は、取引所が一定の基準に基づき選定。
2. 貸借銘柄でない制度信用銘柄は、証券会社が貸借取引により株券を借り入れることができないことから、制度信用取引の売付けは事実上不可能。



信用取引の原資

■ 証券会社は、顧客に貸し付ける金銭・株券をどのようにして調達するか

食合い(社内対当)

・同一銘柄について、顧客が行った信用取引の買付株券・売却代金(担保として保有)を相互に融通する

この部分については何ら調達する必要がない

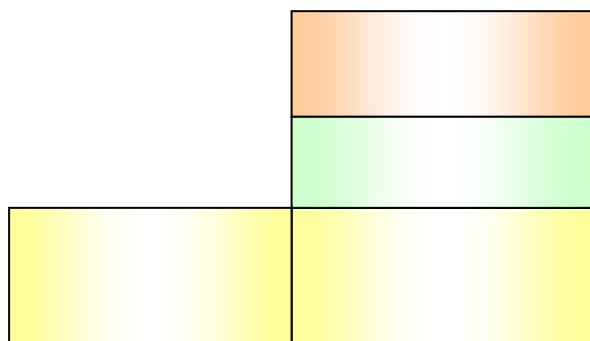
自己融資・自己貸株

・証券会社が自ら所有する金銭・株券

貸借取引

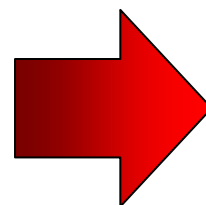
・証券金融会社から借り入れる

<証券会社>



売

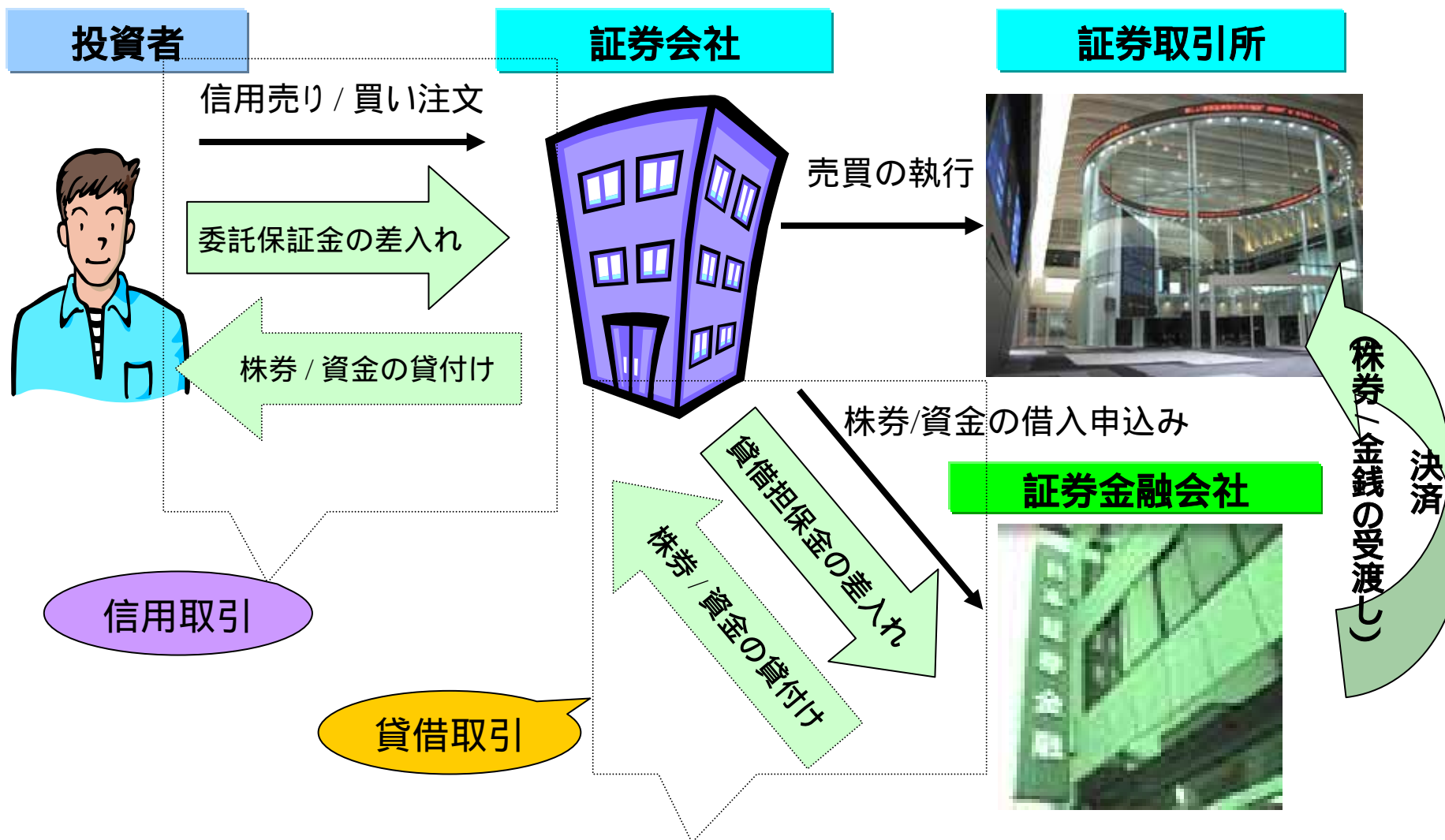
買



証券会社内で調達できず、外部(証券金融会社)から調達が必要な部分



貸借取引とは...





■ 貸借取引とは

- 証券会社が制度信用取引に必要な(顧客に貸し付ける)金銭、株券を証券金融会社から取引所の決済機構を通じて借り入れる取引
(証券金融会社が直接投資家に融資・貸株を行う取引ではありません。)

■ 貸借取引の機能

- 証券会社の自己の資金量と株券保有量だけでは限界があるため、証券金融会社が証券会社に金銭、株券を貸し付けることによって、信用取引制度は円滑に機能しています。
- 貸借取引(証券会社と証券金融会社との取引)の存在が、信用取引制度を側面から支えているといえることができます。

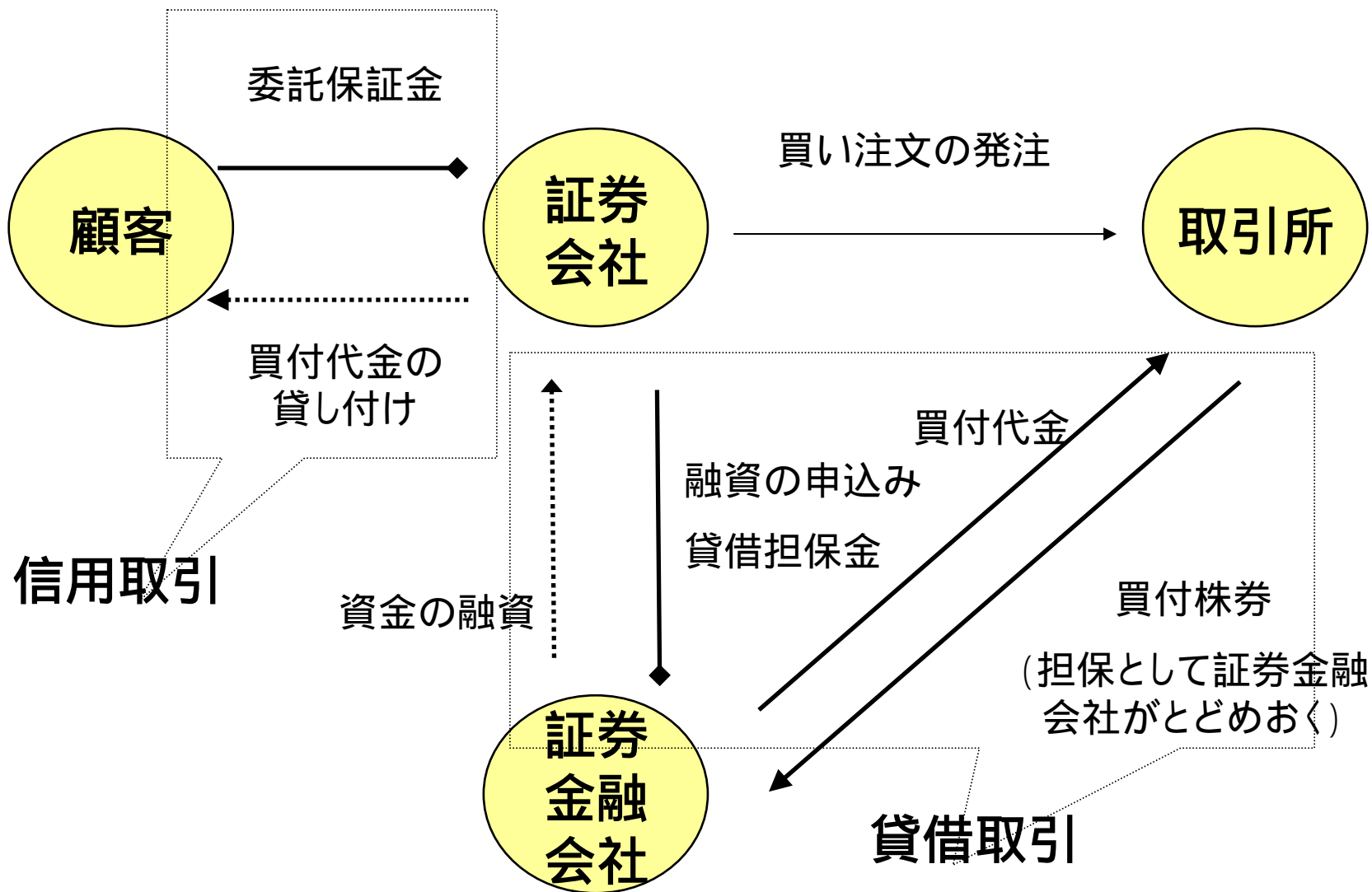
● 証券金融会社

証券会社に金銭、株券を貸し付けることを専門的に行う金融機関で、証券取引法に基づき設立されています(内閣総理大臣の免許)。

東証市場では、日本証券金融(株)(日証金)が貸借取引業務を行っています。

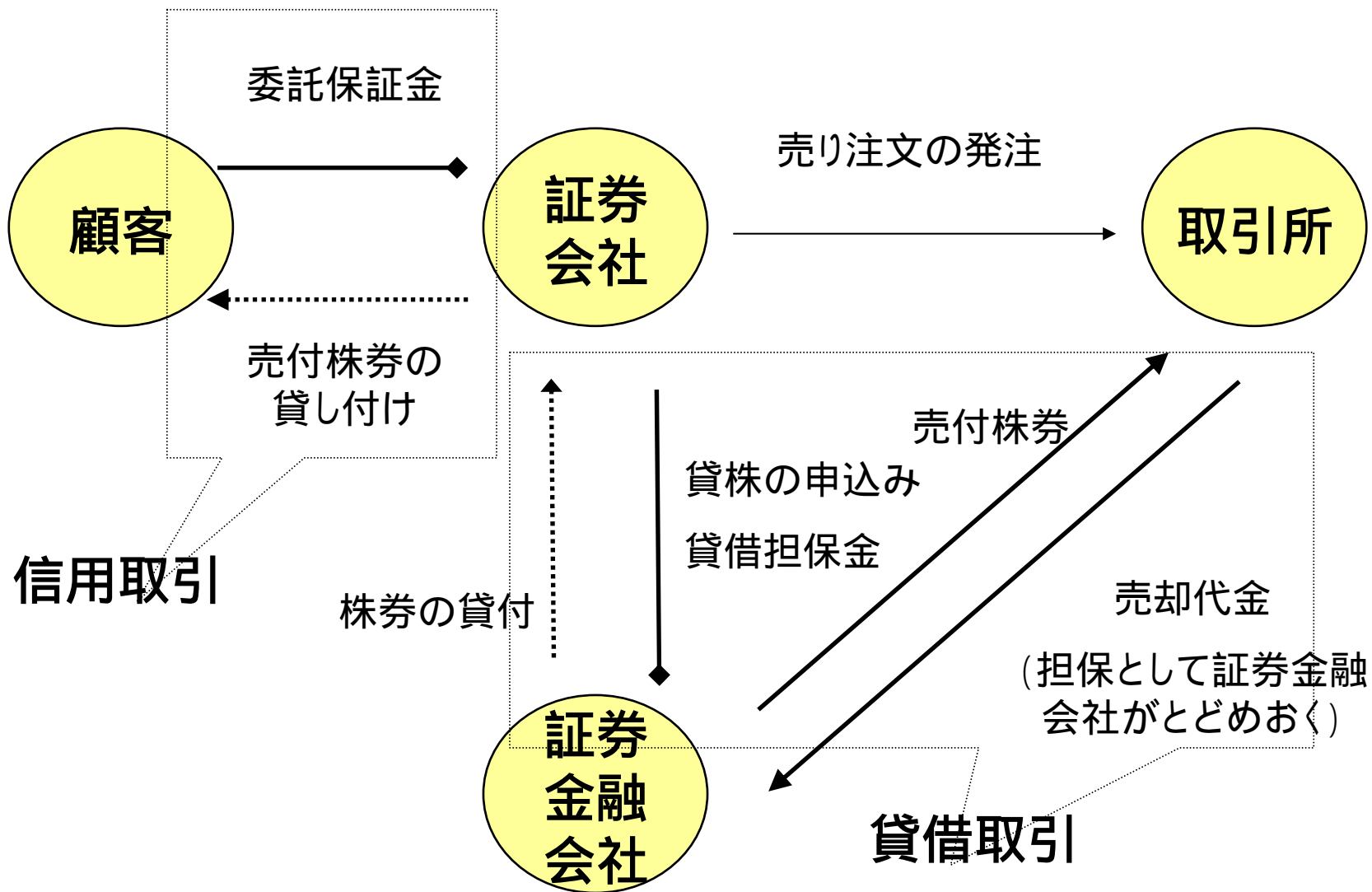


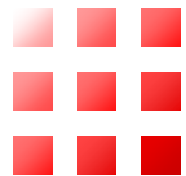
信用取引 + 貸借取引の流れ(買いの場合)





信用取引 + 貸借取引の流れ(売りの場合)





2. 信用取引のリスク





信用取引のリスク

■ ハイリスク・ハイリターン

現物取引と比べると、より大きなキャピタル・ゲインが期待できる一方で、投資判断を誤るとロスも大きい。

■ 株価乱高下のおそれ

信用取引の利用が過熱化すると、様々な思惑などによるファンダメンタルズに基づかない株価の動きが起こることも。

■ 追証の差入れ

相場変動等により損失が生じると、保証金を追加して差し入れる義務が生じることも。(追証)

■ 高額な品貸料(逆日歩)の発生も

信用取引の売りが増加すると、売り方に高額な逆日歩の負担が生じることも。

■ 規制措置の実施

信用取引の利用が加熱した場合、売買を規制することも。この結果、株価に影響が生じることも。

■ その他

信用売りの損失は理論上、無制限



信用取引はハイリスク・ハイリターン



- 手持ち資金の約3倍の取引ができますが、リスクもリターンも現物取引の約3倍です。

(例)手元に300万円の資金があったとします。

- ・現物取引の場合・・・300万円分の取引ができる。
- ・信用取引の場合・・・300万円を委託保証金にすると、1,000万円分の取引ができる。

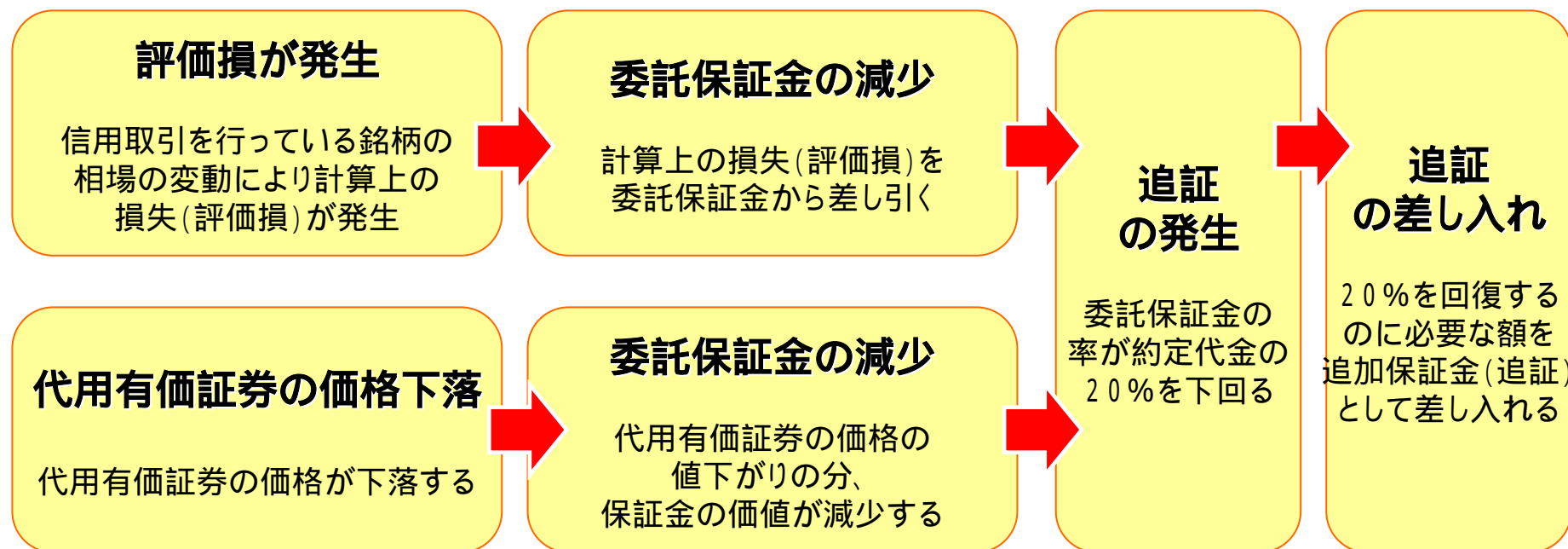
- 信用取引の利用が過熱化すると、売り方・買い方の様々な思惑で売買が行われ、株価の乱高下を招く危険性もあります。
- ➡ 自分の投資判断と逆の方向に株価が動いた場合、大きな損失を被る危険性も含んでいます。
- ➡ 信用取引は、その仕組みを十分理解した上で売買を行う必要があります。



追証とは

- 相場の変動等により、委託保証金の率が約定価額の20%未満となった場合には20%以上となるように不足額を差し入れなければならない(東証規則により規定) いわゆる「追証」(追加保証金)
- 20%未満となった日から起算して3日目の正午までに差し入れる必要

< どんなときに追証が発生するか >

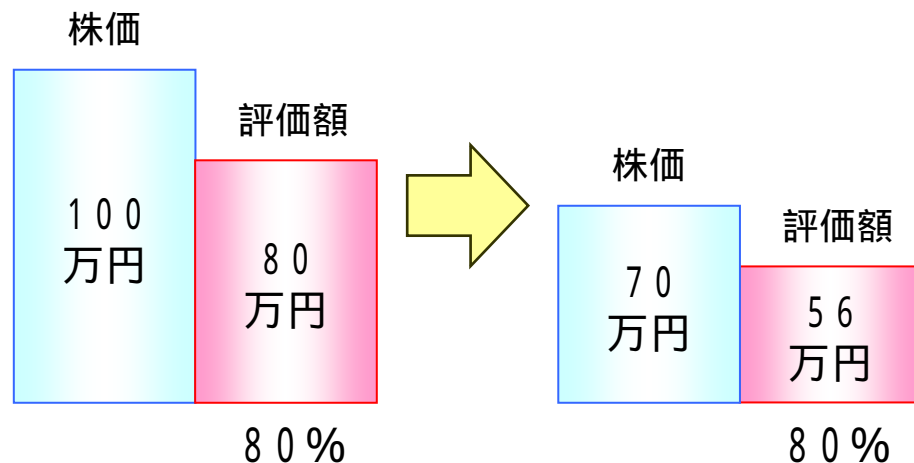


相場の変動に留意し、常に計算上の損失、保証金の率について把握しておくことが重要です。



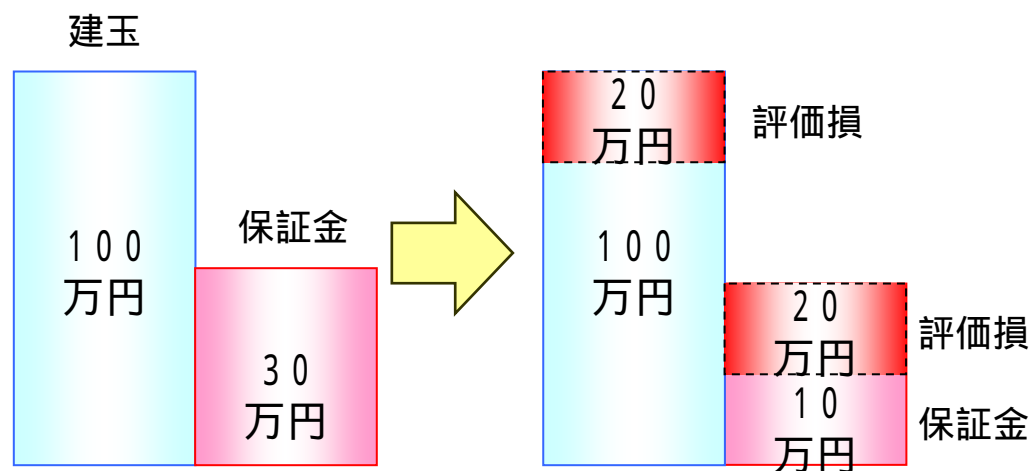
追証が発生する例

< 株価が100万円 70万円に値下がりしたケース >



代用有価証券として差し入れている株券の価格が下がると、委託保証金が減少する

< 建玉に評価損があるケース >



建玉に評価損が出た場合には委託保証金からその評価損を差し引いて計算するため、委託保証金が減少する

$$30\text{万円} \div 100\text{万円} = 30\%$$



$$(30\text{万円} - 20\text{万円}) \div 100\text{万円} = 10\%$$

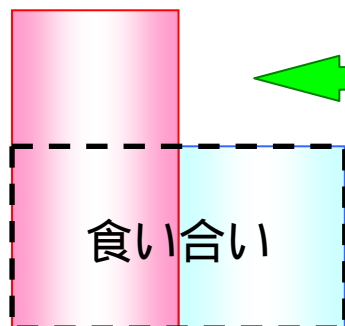
追証発生



品貸料(逆日歩)



(貸借取引)



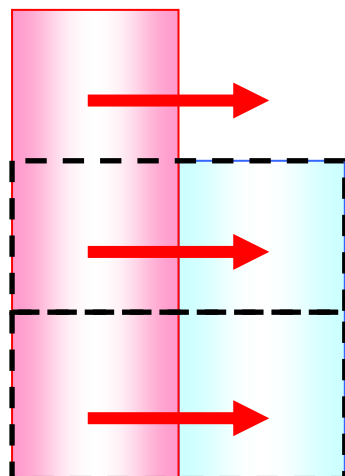
貸株残 融資残

貸借取引での貸株超過 = 株不足 = 日証金が調達
不足分を埋めるため外部の株主から有料で借りてくる。

(例) 1株当たり5銭、10銭、...

株券を借りる時にかかったコストが
逆日歩となる (レンタル料)

(信用取引)



< 逆日歩の流れ >

貸株超過分...外部の株主からの借入れ

(**売顧客** 証券会社 証券金融会社 **外部借入先**)

証券金融会社での食い合い

(**売顧客** 証券会社 証券金融会社 証券会社 **買顧客**)

証券会社での食い合い

(**売顧客** 証券会社 **買顧客**)



■ 品貸料(逆日歩) - 株券レンタル料

- 証券金融会社において貸株超過の場合に、不足する株券を調達するためのコスト
- 貸株超過が大きく、株券調達の困難度合いが高ければ高いほど、高額の商品貸料(逆日歩)が発生する。
- 不足分について株券を貸した人のみならず、その銘柄の信用取引を行っている買方全部を含めて株券の供給者と捉えて、品貸料(逆日歩)が信用取引の売方から買方へ支払われる。

■ 機能 - 手仕舞いの促進

- 株券の調達は、資金の調達に比べて困難なことから、信用取引の売方に逆日歩を課すことにより、信用取引の売りの手仕舞いを促進させ、貸株超過状態の改善させる。

信用取引の売りが大きくなっているという状態の調整機能(信用売方へのペナルティ機能)としての側面もある。



■ 約定日

- 株券を売買し、約定した日のこと

■ 決済日

- 約定した株券を受け渡し(決済)する日のこと
- 約定日から起算して4日目(権利落ちの場合は5日目)

日	月	火	水	木	金	土
2	3 約定	4	5	6 決済	7	8

3日に約定した場合、決済日は6日になります。



逆日歩と金利の日数計算



1. 通常のケース

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15

Diagram showing a yellow arrow from 3 to 7 and a red arrow from 7 to 4, and a green arrow from 6 to 14.

< 約定日ベース >

- 3日に新規、4日に返済

< 受渡しベース >

- 6日に借り、7日に返済

• 逆日歩は1日分

• 金利は2日分

2. 休業日をまたぐケース

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15

Diagram showing a yellow arrow from 4 to 8 and a red arrow from 8 to 4, and a green arrow from 7 to 15. A red arrow points from 9 to 10, and a green arrow points from 10 to 15.

< 約定日ベース >

- 4日に新規、5日に返済

< 受渡しベース >

- 7日に借り、10日に返済(土日が含まれる。)

• 逆日歩は3日分

• 金利は4日分

翌日返済でも、受渡しによっては休業日(土日祝日)をまたぐケースがあります。受渡日に注意しましょう。



(東証) 日々公表銘柄と規制措置



東証では、信用取引の利用状況等をモニタリングし、必要に応じて、「日々公表銘柄」への指定、「規制措置(委託保証金率の引上げ措置)」の実施を行います。

■ 日々公表銘柄への指定

- 信用取引の利用が一定程度である銘柄の残高・信用取引利用率について公表
- 日々公表されているだけで、通常の銘柄と同じように信用取引の利用が可能
- 信用取引の過度な利用を未然に防止するために実施
- ディスクローズ(銘柄名と日々の残高)と注意喚起を主眼とした措置

■ 規制措置の実施

- 信用取引の利用が過度となった場合、その利用を抑制するために実施

< 主な規制措置の内容 >

- ・委託保証金率の引上げ、代用の制限(現金の差入れ)

(例) 委託保証金率 50% (うち現金 20%)

約定価額が 100 万円の場合、50 万円 (20 万円は現金)
の委託保証金が必要



(日証金)証券金融会社による措置



日証金では、貸借取引の利用状況等をモニタリングし、必要に応じて、証券会社に対して、貸借取引の利用に関する「貸株注意喚起」、「貸株申込み制限措置」の実施を行います。

■ 貸株注意喚起

信用取引の売りの増加に伴い貸借取引における貸株利用が増加し、証券金融会社による株券の調達が困難となるおそれがある場合、証券会社に対して注意喚起を実施します。

■ 貸株申込み制限措置

信用取引の売りの増加に伴い貸借取引における貸株利用が増加し、証券金融会社による株券の調達が困難となった場合、証券会社に対して新規の貸株申込みの受付を制限又は停止する措置を実施します。

貸株申込み停止措置が取られた場合、ほとんどの証券会社は、信用取引の売りに必要な貸株を証券金融会社から借りることができなくなるため、結果として顧客からの新規の信用取引の売りの受託を停止することとなります。



■ 空売りとは？

- 株券を所有せずに、又は所有している場合であってもそれを用いず、他人から借りてきた株券を用いて売却を行うこと。
- 信用の売りも空売りの一種です。

■ 空売りの価格規制

- 空売りを行う際には、注文指値の価格規制がかかります。
- 価格上昇局面では「直近の約定値段**未滿**」での発注規制
- 価格下落局面では「直近の約定値段**以下**」での発注規制

■ 個人投資家の価格規制の適用除外

- 個人投資家が行う1回あたり**50売買単位以内**の信用取引の売付けについては、空売り価格規制の適用除外です。
- 1回あたりの発注が50単位以内でも、複数回発注した合計が50単位を超える場合については、価格規制の対象となることがあります。

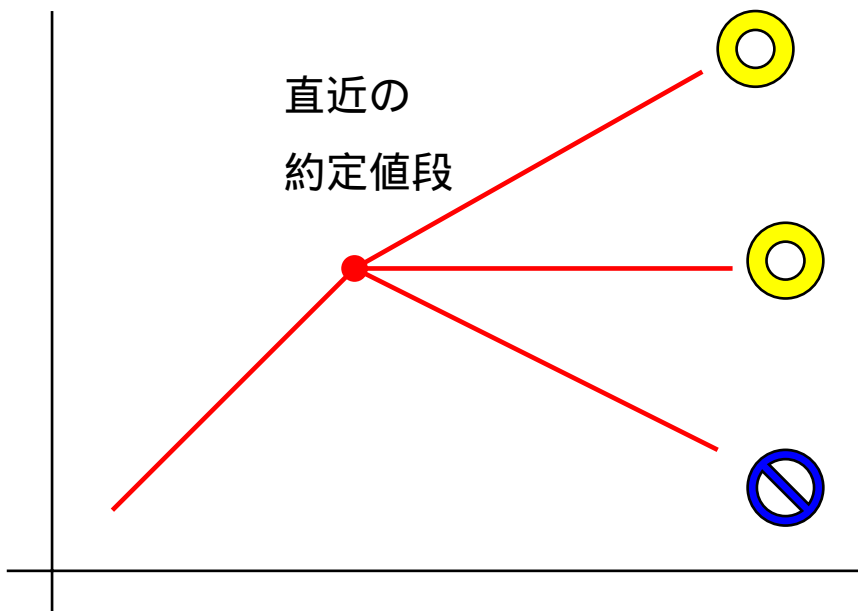


空売り パターン別事例

■ 価格上昇局面

「直近の約定値段**未**満」での発注規制

価格が99円 100円に上昇(価格上昇局面)

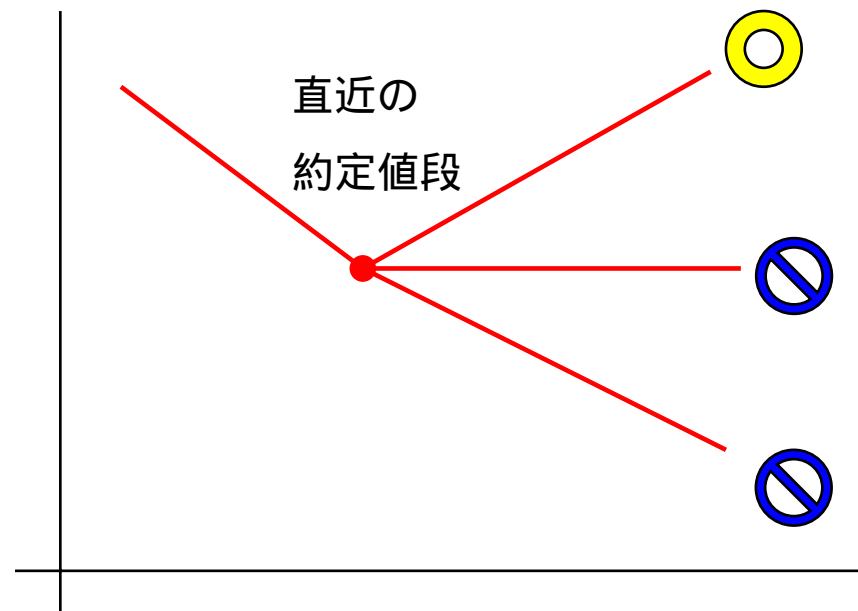


価格上昇局面で直近の約定値段が100円のため、100円以上での空売りが可能

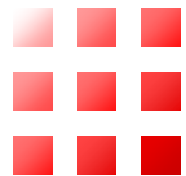
■ 価格下落局面

「直近の約定値段**以**下」での発注規制

価格が101円 100円に下落(価格下落局面)



価格下落局面で直近の約定値段が100円のため、101円以上での空売りが可能



3 . 信用取引に関する各種情報





信用取引残高

- 東証では、信用取引残高(信用取引による売付け・買付けを行って、まだ決済が行われていない数量)を、投資者の投資判断に資するために公表しています。
- 公表は、ホームページ、報道機関(新聞・情報ベンダー等)への配布、証券会社向けサイトにより行います。

	内容	発表タイミング(目安)
信用取引現在高 (「一般信用取引・制度信用取引別」・「信用取引現在高」)	・前週末時点の市場全体の信用取引残高を集計 ・東証・大証・名証の三市場の残高	一般信用取引・制度信用取引別 第2営業日午後4時 信用取引現在高 第3営業日午後3時
銘柄別信用取引週末残高	・前週末時点の個別の銘柄毎の信用取引残高を集計 ・集計対象は全銘柄	第2営業日午後4時半
個別銘柄信用取引残高	個別銘柄の信用取引の利用状況からみて、投資者により詳細に信用取引の状況を提供し、慎重な投資判断を求める必要がある銘柄について、前営業日時点の信用取引残高を集計	毎営業日の午後4時 (公表対象となる銘柄は、日々公表銘柄、規制銘柄、貸株注意喚起銘柄、貸株申込制限(停止)銘柄、売買監理銘柄 他)



■ 貸借取引残高(融資・貸株残高)

- ・ 日々の銘柄別残高、合計残高
 - 速報(午後7時分前後)・・・当日の申込み締め切り時点での速報値
 - 確報(午前11時前後)・・・貸株超過銘柄の株券調達完了後の確定値

■ 品貸料(逆日歩)

- ・ 貸借取引残高の確定後、銘柄ごとの料率
- ・ 品貸料は、東証も発表

日本証券金融が日々、信用取引の関連情報として、公表しています。
信用取引の動向を推測することが可能となります。
公表は、日証金ホームページ、各種情報ベンダー、新聞などにより行われます。
<参考> 日証金ホームページ: <http://www.jsf.co.jp/>



その他の情報



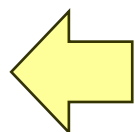
- 日々公表銘柄の指定・解除
- 信用取引の規制(保証金率の引上げ措置)の実施・解除
- 貸株注意喚起及び貸株停止措置の実施・解除
- 制度信用銘柄・貸借銘柄の選定、選定取消し



信用取引残高等を東証ホームページでチェック



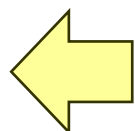
▶ 東証について
▶ マーケット情報
▶ 上場会社情報
▶ 上場商品 / 制度・規則
▶ 自主規制法人
▶ 証券知識・学習



■ ホームページの掲載箇所

1. 東証HP左上から「マーケット情報」をクリック
2. 「信用取引残高等」をクリック
3. 右に信用取引残高のページが表示されます。

▶ 東証について
▶ マーケット情報
↳ マーケット情報 TOP
↳ 東証株価指数 +
↳ 市況 +
↳ 統計資料 -
↳ 統計資料
↳ プログラム売買・裁定取引
▶ 信用取引残高等
↳ 空売り月間集計



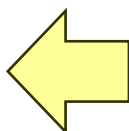
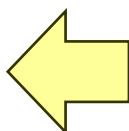
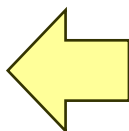
■ 掲載内容

1. 品貸料
2. 個別銘柄信用取引残高表
3. 信用取引売買比率(ガイドラインのための参考情報)
4. 信用取引現在高(一般信用取引・制度信用取引別)
5. 信用取引現在高
6. 銘柄別信用取引週末残高



信用取引残高等

▶ 上場商品 / 制度・規則
↳ 上場商品 / 制度・規則 TOP
▼ 規則等
↳ 規則 +
↳ パブリックコメント +
▼ 内国株の上場制度等
↳ 上場制度 +
↳ 会社情報の適時開示制度 +
↳ 決算情報の適時開示制度 +
↳ 企業行動規範
↳ 上場会社への自主規制 +
↳ 上場制度の総合整備 +
↳ 上場会社のコーポレート・ガバナンス充実に向けて
↳ 上場会社表彰 +
▼ 商品別制度
↳ 内国株の売買制度 -
↳ 内国株の売買制度
↳ ToSTNeT市場
↳ 発行日決済取引
▶ 信用取引
↳ 自己株式取得
↳ 約定取消しルール
↳ arrowheadスクエア



■ ホームページの掲載箇所

1. 東証HP左上から「上場商品 / 制度・規則」をクリック
2. 「内国株の売買制度」をクリック
3. 「信用取引」をクリック
4. 右に信用取引のページが表示されます。



■ 掲載内容

1. 日々公表銘柄一覧(東証)
2. 規制実施銘柄一覧(東証)
3. 注意喚起・申込停止銘柄一覧(日証金)
4. 信用取引Q&A



「東証公式 株式サポーター」のお知らせ



信用取引編 (¥840・税込)



ポイント1

- ・今までの解説書にはない、「信用取引の仕組みの理解」に重点を置く手引書 (信用取引編)
- ・株式用語や、注文の流れ、売買の仕組み等について詳しく解説 (株式取引編)

ポイント2

- ・QA形式で分かりやすく解説
- ・図や表を利用して複雑な取引の仕組みや信用取引の概要を見やすく解説

ご購入場所

東京証券取引所及び各書店店頭、インターネットにてご注文いただけます。

お問合せ先

東京証券取引所 株式部 03-3666-0141(代表)
信用取引グループ…信用取引編
株式総務グループ…株式取引編



株式取引編 arrowhead対応版 (¥500・税込)



Thank You !!!

- ・信用取引はリスクの高い取引手法です。
- ・投資は、その仕組みとリスクをご理解のうえ自己の判断と責任において行ってください。



本資料に関する注意事項

本資料は平成22年1月28日(木)に、(株)東京証券取引所が開催したセミナーにおける情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。なお、本資料は、信用取引制度等について平易に解説・記述することを目的としているため、全ての内容を網羅したものではありません。また、本資料の記載されている内容は将来予告なしに内容が変更される可能性があります。本資料のいかなる部分も一切の権利は(株)東京証券取引所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製、または転送等はできません。